大津市歴史的風土保存区域の指定について

1 大津市の古都指定の経緯

社会資本整備審議会

【諮問】平成15年4月14日

「大津市の古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」

【答申】平成 15 年 7 月 29 日

「大津市を古都に指定することが適当である。」

【古都を指定する政令の改正】

平成 15 年 10 月 10 日公布・施行 大津市を 10 番目の古都に指定

- 2 大津市歴史的風土保存区域の指定について(経緯)
- (1)歴史的風土保存区域について(古都保存法第4条第1項)

国土交通大臣は、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史 的風土保存区域として指定

(2)大津市歴史的風土保存区域指定の審議経過について

社会資本整備審議会(都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会)

【審議事項】大津市歴史的風土保存区域の指定について

平成 15 年 11 月 13 日 第 5 回都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会 大津市歴史的風土保存区域(素案)について検討 同素案のパブリックコメント等での意見募集、地元説明会の開催 平成 16 年 3 月 16 日 第 6 回都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会 大津市歴史的風土保存区域(案)を部会として了承

【答 申】大津市歴史的風土保存区域の指定について

平成 16 年 4 月 19 日 社会資本整備審議会会長から、国土交通大臣への答申

(3)大津市歴史的風土保存区域の指定

国土交通大臣

【告示】大津市歴史的風土保存区域の指定

平成 16 年 6 月 15 日 国土交通省告示第 6 5 9 号